

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

私の夫の厚生年金保険の被保険者記録について、年金事務所から手紙が送られてきたので確認したところ、夫は、昭和37年6月から39年2月までA社に継続して勤務していたが、申立期間の被保険者記録が欠落していることが分かった。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る申立期間の勤務についての回答書及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年11月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C工場は昭和37年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B社は、「当時の資料等が無く、詳細については確認が取れないが、会社の移転時に、社会保険担当者が資格取得日や資格喪失日の手続を誤って行った可能性は否定できない。」と回答していることから、A社D工場が適用事業所となる同年11月1日まで同社C工場を適用事業所とすべきであったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年10月の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を昭和37年11月1日として届け出るべきところ、誤って同年10月30日と届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日、同社D工場における資格喪失日に係る記録を37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年8月は1万6,000円、37年10月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録について、年金事務所から手紙が送られてきたので確認したところ、私は、昭和34年7月から平成21年12月までA社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②の被保険者記録が欠落していることが分かった。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事稟議書及び申立期間①及び②の勤務についての回答書並びに元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年9月1日に同社C工場から同社D工場に、37年11月1日に同社D工場から同社E工場にそれぞれ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C工場は昭和36年8月31日に、同社D工場は37年10月30日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B社は、「当時の資料等が無く、詳細については確認

が取れないが、会社の移転時に、社会保険担当者が資格取得日や資格喪失日の手続を誤って行った可能性は否定できない。」と回答していることから、申立期間①においては、A社D工場が厚生年金保険の新規適用事業所になる36年9月1日まで同社C工場を、申立期間②においては、同社E工場が適用事業所となる37年11月1日まで同社D工場をそれぞれ適用事業所とすべきであったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年8月の随時改定に係る社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円、及び申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社D工場における37年10月の定時決定に係る社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を昭和36年9月1日とし、同社D工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を37年11月1日としてそれぞれ届け出るべきところ、誤って36年8月31日及び37年10月30日とそれぞれ届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年8月及び37年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日、同社D工場における資格喪失日に係る記録を37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年8月は1万円、37年10月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録について、年金事務所から手紙が送られてきたので確認したところ、私は、昭和36年6月から38年11月までA社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②の被保険者記録が欠落していることが分かった。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る申立期間①及び②の勤務についての回答書及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年9月1日に同社C工場から同社D工場に、37年11月1日に同社D工場から同社E工場にそれぞれ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C工場は昭和36年8月31日に、同社D工場は37年10月30日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B社は、「当時の資料等が無く、詳細については確認が取れないが、会社の移転時に、社会保険担当者が資格取得日や資格喪失

日の手続を誤って行った可能性は否定できない。」と回答していることから、申立期間①においては、A社D工場が厚生年金保険の新規適用事業所になる36年9月1日まで同社C工場を、申立期間②においては、同社E工場が適用事業所となる37年11月1日まで同社D工場をそれぞれ適用事業所とすべきであったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年7月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円、及び申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社D工場における37年10月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を昭和36年9月1日とし、同社D工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を37年11月1日としてそれぞれ届け出るべきところ、誤って36年8月31日及び37年10月30日とそれぞれ届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年8月及び37年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日は30万8,000円、同年12月12日は29万円及び16年6月11日は30万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行C支店の流動性預金元帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、D市役所から提出された平成16年度及び17年度課税個人住民税課税内容照会における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記流動性預金元帳により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日は 30 万 8,000 円、同年 12 月 12 日は 29 万円及び 16 年 6 月 11 日は 30 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた E 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日は28万8,000円、同年12月12日は27万3,000円及び16年6月11日は26万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成16年度及び17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書並びに平成16年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記預金取引明細表により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日は 28 万 8,000 円、同年 12 月 12 日は 27 万 3,000 円及び 16 年 6 月 11 日は 26 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた D 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日、同社D工場における資格喪失日に係る記録を37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年8月及び37年10月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

私の夫の厚生年金保険の年金記録について、年金事務所から手紙が送られてきたので確認したところ、夫がA社でE（役職）であった期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが分かった。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社D工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びB社の供述により、申立人がA社のE（役職）に就任し、申立期間①及び②において同社に勤務し（昭和36年9月1日に同社C工場から同社D工場に、37年11月1日に同社D工場から同社F工場にそれぞれ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C工場は昭和36年8月31日に、同社D工場は37年10月30日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所では

なくなっているが、B社は、「当時の資料等が無く、詳細については確認が取れないが、会社の移転時に、社会保険担当者が資格取得日や資格喪失日の手続を誤って行った可能性は否定できない。」と回答していることから、E（役職）であった申立人を含む多数の従業員の加入記録について、申立期間①においては、A社D工場が厚生年金保険の新規適用事業所となる36年9月1日まで同社C工場を、申立期間②においては、同社F工場が適用事業所となる37年11月1日まで同社D工場をそれぞれ適用事業所とすべきであったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年7月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円、及び申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社D工場における37年10月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立人はA社のE（役職）であったが、前述のとおり、B社は、申立期間①及び②当時の社会保険担当者の手続誤りを認めている上、申立人は、G（業務）を担当していたことから、当時のA社が保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態ではなかったものと判断される。

また、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を昭和36年9月1日とし、同社D工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を37年11月1日としてそれぞれ届け出るべきところ、誤って36年8月31日及び37年10月30日とそれぞれ届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年8月及び37年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を31万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年12月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳の明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、B市役所から提出された平成16年度住民税の賦課についての回答書における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記普通預金通帳の明細書により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、31万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していたC健康保険組合は、平成18年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年8月21日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月21日から同年9月1日まで

私は、昭和34年3月にA社本社に入社し、35年8月21日付けで同社B工場に転勤したが、私の年金記録では、同社B工場の着任が同年9月1日になっている。この間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録に空白が無いよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間において、申立人と同じA社に係る厚生年金保険の被保険者期間を有する複数の元同僚の供述及び当該元同僚のうち一人から提出された退職給与計算書の写し並びにその元同僚の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和35年8月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和35年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月22日から同年12月1日まで

私は、C社及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この間、A社においてD（職種）として継続して勤務しており、入退社した記憶は無い。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、C社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和40年10月22日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月26日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和58年9月26日から平成3年9月30日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では昭和58年12月1日に被保険者資格取得となっており、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及びA社の事業主回答により、申立人は、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る資格取得の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。